

西 監 発 第 20 号  
平成 21 年 5 月 28 日  
( 2009 年 )

請 求 人 様

西宮市監査委員 村 西 進  
同 阿 部 泰 之

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 21 年 3 月 31 日付で提出されました住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

記

1. 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているので、平成 21 年 4 月 17 日これを受理することを決定しました。また、同年 4 月 20 日に請求人から請求書の誤記修正及び添付資料の差替えなどについて補正がありました。

なお、佐藤みち子監査委員、田中渡監査委員については、本件職員措置請求に関して、直接の利害関係人に該当するので、法第 199 条の 2 の規定により除斥となっています。

2. 請求の要旨

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 西宮市は長く西宮市議会議員互助会（以下「議員互助会」という。）に対し補助金を交付し続け、議員互助会の慶弔見舞金及び人間ドック受診料などの補助に支出されてきた。
- (2) 補助金に関しては、法第 232 条の 2 で「国や地方公共団体は、公益上必要がある場合は、寄附又は補助をすることができる。」と定めている。西宮市は補助金交付要綱を定めて、用途目的、収支報告などを明確にしてはいるが、議会の議員が構成する団体への補助金支出までは、法は予定しておらず、許されるべきではない。
- (3) 補助金が公益上必要なものであるかどうかは、他の制度との関係や支出目的の中身、構成員に公平な支出かどうか等を精査して厳格に判断されなければならない。「西宮市議会議員互助会規程」（昭和 47 年 5 月制定。）の第 2 条「会員相互の扶助と親睦を図り、議会の円満な運営に資することを目的とする」から、議員互助会が補助金制度の「公益上」の団体でないことは明らかである。したがって議員互助会への補助金交付は違法な公金の支出であり、長くこの支出を続けてきた補助金交付に関して、本来、市長は補助金返還命令をしなければならないところを怠ってきた、その怠る事実はすべて違法である。
- (4) 法第 2 条第 14 項「最少の経費、最大の効果」も違法の根拠である。慶弔、見舞金等に対する補助は平成 21 年度から廃止されたが、市当局も違法なものとして認識していたのではない。また、人間ドック受診もあまり効果がなく高額で贅沢なものである。

(5) 請求人は、以下の措置を求める。

平成 19 年度の違法な補助金支出額 1,003,000 円の返還請求。

平成 20 年度支出予定額 1,350,000 円、平成 21 年度予算額 1,000,000 円の差止め。

違法な怠る事実にかかる補助金支出については、遡って、すべての返還請求。

以上について、市長個人、関係職員等に、不当利得返還請求あるいは損害賠償請求をするよう勧告すること。

請求人は、本件職員措置請求書の事実証明書として下記の書類を提出しました。

「平成 19 年度西宮市議会議員互助会歳入歳出決算」の写し

「西宮市議会議員互助会補助金交付要綱」の写し

「西宮市議会議員互助会規程」の写し

### 3. 請求人

A

### 4. 監査の対象事項

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」と直接的な関係にあるものとして、監査の対象事項を次のように判断しました。

請求人が求めている議員互助会に対する補助金の支出が、法第 232 条の 2 に違反する「違法若しくは不当な公金支出」に該当するか。

### 5. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述並びに市当局から提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

### 6. 監査の期間

平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 28 日まで。

### 7. 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を持った結果、平成 21 年 4 月 21 日午前 10 時より、請求人が出席し陳述を行いました。

なお、新たな証拠の提出はありませんでした。

### 8. 関係職員の事情聴取

あらかじめ、関係必要書類の提出を求め調査するとともに、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、平成 21 年 4 月 21 日午後 1 時から、総合企画局職員の藤田局長、野島市長室長、川俣秘書・国際課長、議会事務局職員の北川次長、北林庶務課長、小橋係長の出席を求め、事情聴取及び質疑応答を行いました。

当局は、議員互助会は、市民の代表である市議会議員全員を会員とし、その目的を「会員相互の扶助と親睦を図り、議会の円満な運営に資すること」としており、議員互助会が実施する事業の安定的な運営と充実が図られることは、円滑な議会運営に寄与することとなり、ひいては市民福祉の向上に繋がることから、議員互助会への補助金支出は公益上必要である、と説明しています。

## 9. 事実

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された事実証明資料並びに関係職員等の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認しました。

### (1) 議員互助会補助金支出の根拠

議員互助会への補助金支出については、法第 232 条の 2 のほか、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和 58 年西宮市規則第 81 号。以下「補助金等取扱規則」という。 )、「西宮市議会議員互助会補助金交付要綱」(以下「補助金交付要綱」という。 )により支出されています。

補助金交付要綱では、平成 19 年度は「慶弔、見舞金等及び人間ドック受診料」を補助対象とし、補助金の精算も行われています。また、平成 21 年 4 月 1 日からは、補助対象事業を「人間ドック受診料」に限定しています。

### (2) 議員互助会への補助金支出にかかる財務会計行為の流れ

議員互助会は年度中に補助金等交付申請書を市長に提出し、市長は内容審査のうえ交付決定を行い、補助金等交付決定通知書を送付します。

議員互助会は補助金等交付請求書を市長に提出し、市長は、補助金を議員互助会に交付しています。事業終了後に、議員互助会から市長に補助事業等実績報告書が提出され、市長から補助金等確定通知書及び補助金等返還命令書が出され、返還すべき金額があれば、議員互助会から補助金戻入が行われて、完結します。

## 10. 監査の結果

法第 242 条第 8 項の規定により、本件住民監査請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

### (1) 本件請求にかかる違法性若しくは不当性について

議員互助会への補助金支出にかかる財務会計行為の流れは、上記のとおりです。

この一連の事務は、補助金等取扱規則・西宮市会計規則・補助金交付要綱等により適正に行われていることから、本件職員措置請求にかかる補助金交付については、法令等に基づいて執行されており、違法・不当な支出とは認められません。また、怠る事実の違法性も認められません。

### (2) 議員互助会の事業の公益性について

請求人は、議員互助会に対する補助金は公益性がなく、違法・不当な支出であるとして、補助金の返還及び差止めを請求しています。

行政実例では、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」(昭和 28.6.29)とされています。しかし、具体的にどのような場合に公益性が認められるかは明確にされておりません。

公益性については、地方公共団体に一定の裁量権があり、長の政策的判断の範囲内で執行することも認められています。

本件議員互助会補助金の支出について、長の裁量権の濫用や逸脱はなく、違法性は認められません。なお、慶弔、見舞金等に対する補助については、公益上の必要性が希薄ではないか、という議論もありましたが、そのことをもって直ちに、長の裁量権の明白かつ重大な濫用や逸脱があるとは認められず、補助金支出の違法性には結び付けられません。

以上のことから、本件請求については、請求人の求める措置の必要性は認められないので、請求は棄却します。